変異原性試験キット umuーテスト ウムラック AT における使用菌株の拡散防止措置区分の改正に伴う、執るべき拡散防止措置レベルの変更について

日頃より変異原性試験キット ウムラック AT をお使い頂き、まことに有難うございます。

本製品は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」 遺伝子組換え生物等の第二種使用等に該当し、お客様各位におかれましては適切な拡散防止 措置でご利用頂いていることと存じます。

平成22年1月15日、「研究開発に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件」(二種告示)の改正が行われ、平成22年3月1日より施行されました。それに伴い、本キットに使用している遺伝子組換え生物等の実験分類がクラス2からクラス1に変更となり、執るべき拡散防止措置区分もP1に変更となりました。本製品をお使いになる際にはP1レベルの拡散防止措置を執って御使用いただきます様、よろしくお願い申しあげます。

平成 22 年 3 月 1 日